

第26回全日本室内アーチェリー選手権大会 開催要項

(独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ団体大会開催助成事業)

1. 主催 公益社団法人 全日本アーチェリー連盟
2. 主管 北海道アーチェリー連盟
3. 後援 スポーツ庁 北海道 北海道教育委員会 公益財団法人北海道体育協会
NHK札幌放送局 北海道新聞社
4. 日程 平成29年 3月11日(土)～12日(日)

日 程	時 間	スケジュール
3月11日(土)	8:30～9:10	受付、用具検査(RC男子、小中学生男子)
	9:15～9:30	開会式
	9:35～10:05	公式練習(RC男子、小中学生男子)
	10:15～12:45	予選ラウンド(RC男子、小中学生男子、2立)
	12:30～13:45	用具検査(RC女子、小中学生女子、CP男女)
	13:15～13:45	公式練習(RC女子、小中学生女子、CP男女)
	14:00～16:30	予選ラウンド(RC女子、小中学生女子、CP男女、2立)
3月12日(日)	8:00～	開場
	8:30～9:00	練習(全部門)
	9:10～	イリミネーションラウンド～ファイナルラウンド(全部門)
	15:15～	表彰式・閉会式

※ 進行状況により時間の変更がある

5. 会 場 北海道立総合体育センター(北海きたえーる)
北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 TEL 011-820-1703
6. 競技種目 インドアマッチラウンド(リカーブ部門はセットシステム、コンパウンド部門は合計得点制)
※的紙は縦三つ目的を使用する。小中学生の部は40cm的を使用する。
7. 競技規則 全日本アーチェリー連盟競技規則 2016～2017年 ターゲットアーチェリーによる。
8. 参加定員

部 門	種 別	選考対象	定員(増員)
リカーブ部門	男子	前年度優勝者	1名
	女子		1名
	男子	18mインドアラウンド 記録選考	63名
	女子		39名
	小中学生男子	18mインドアラウンド 記録選考	12名
	小中学生女子		12名
コンパウンド部門	男子	前年度優勝者	1名
	女子		1名
	男子	18mインドアラウンド 記録選考	23名
	女子		11名
	合計		164名

- ※ 小中学生の部への出場資格は、中学生以下とし、この種別への資格がありながら上位クラスへ出場を希望する選手とは区分する。
- ※ 各部門・種別の参加申込み人数が定員に満たない場合は、その不足人数を他の部門・種別に割り当てることがある。
- ※ 主管する加盟団体は各部門・各種別1名位内(合計6名位内)の選手を推薦できる。なお、この推薦選手は定員の人数に含まれる。

9. 予選通過人数 日本国籍を有する選手

部 門	種 別	通過人数
リカーブ部門	男子	32名
	女子	20名
	小中学生男子	4名
	小中学生女子	4名
コンパウンド部門	男子	8名
	女子	4名

10. 表彰

部門	種別	表彰
リカーブ部門	男子	1位～8位
	女子	1位～6位
	小中学生男子	1位～3位
	小中学生女子	1位～3位
コンパウンド部門	男子	1位～3位
	女子	1位～2位

11. 参加資格

- ① 競技日程の全スケジュールに参加可能な者（但し、途中敗退の場合は除く）。
 - ② 平成28年度(公社)全日本アーチェリー連盟に競技者登録済みの者。
 - ③ シルバーバッジ（インドア）以上の所有者。
小中学生はグリーンバッジ以上の所有者。
 - ④ 第25回全日本室内アーチェリー選手権大会優勝者。
 - ⑤ 選考対象期間内に開催された、18mインドアラウンド（60射）全ア連公認競技会において、下記⑥以上の記録を有する者。
- ※ 30射を数回行い、その中で上位2つの記録を、60射記録としての申請はできない。
- ⑥ 申請記録

部門	種別	18mインドアラウンド
リカーブ部門	男子	560点
	女子	550点
	小中学生男子	530点
	小中学生女子	520点
コンパウンド部門	男子	560点
	女子	550点

12. 選考方法

- ① シード選手：第25回全日本室内アーチェリー選手権大会優勝者
 - ② 申請得点の上位の者から選考する。但し同点の場合は2番目の公認記録が上位の者を選考する。
この記録は申請基準点を超えなくて良い。それでも同点の場合は選考委員の責任において抽選により決定する。
- ※ 主管する加盟団体は、各部門・種別1名以内（合計6名以内）の選手を推薦できる。

13. 選考対象期間

平成28年1月13日（水）から平成29年1月30日（月）まで。
なお、平成27年度第25回全日本室内選手権大会の記録も対象となる。

14. 参加費 6,000円、小中学生4,000円

15. 申込方法

- ① 前記の資格を有する者は、別紙「個人申請書(単票)」に必要事項を記入して加盟団体へ申し込むこと。
- ※ この「個人申請書(単票)」の内容が間違いないか申請者が必ず確認して申し込むこと。
- ② 加盟団体は上記①「個人申請書(単票)」を基に「出場資格申請書(一覧)」を作成する。
 - ③ 加盟団体は上記②「出場資格申請書(一覧)」を一括して、Eメールにて連盟事務局へ申し込むこと。
 - ④ 選考決定後の辞退はできないので注意すること。
 - ⑤ 選考会議により出場選手が決定したら、直ちに加盟団体に選考結果を通知する。
 - ⑥ 加盟団体は選考結果通知後1週間以内に下記指定口座に参加費を振り込み、その控えまたはコピーを別紙納付書に添えて全ア連に送付すること。
- 振込先 名義 全日本アーチェリー連盟
*銀行口座 みずほ銀行 渋谷支店 普通 1581848
メールアドレス : entry@archery.or.jp
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内
(公社) 全日本アーチェリー連盟 Tel 03-3481-2402 Fax 03-3481-2403

16. 申込期日 平成29年 2月 7日（火） 午後5時厳守。 *選考会議 2月11日(土)

17. その他

- ① 選手は指定された時間に、受付及び用具検査を受け、開会式には必ず参加すること。
- ② 申込期日近くに開催した公認競技会の記録を申請記録とする場合は、申込み期日までに必ず正式な書類を送付されているか確認すること。
- ③ 選手はスターバッジ（インドア）および会員証を必ず携帯すること。
- ④ 本大会では、ドーピング検査を実施する。
- ⑤ 個人情報の取扱いについては、申請時に加盟団体は選手本人に第19項の内容を示し了解を得ること。
- ⑥ 競技中の負傷は応急処置のみとし、それ以上の責任は負わない。
- ⑦ 納付した参加費は返還しない。

18. 選手の心構え

- ① 選手は、礼儀を尊び規律を順守し、かつ他の参加者との友好親善に努める。
- ② アンチドーピングについて
競技者は次の役割と責任を担う。(全日本アーチェリー連盟 ドーピング防止規則 第1.3項)
 - ・ドーピング防止の方針および規則に精通し、これを遵守すること。
 - ・検体採取に応ずること。
 - ・ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - ・医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、規則に従って採択されたドーピング防止の方針、規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

【ドーピング検査について】

 - ・本競技会は、日本アンチ・ドーピング防止規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
 - ・本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものとみなす。
 - ・また、20歳未満である本競技会参加者のエントリーにおいては、上記のドーピング検査の実施について親権者の同意を得たものとみなす。
 - ・選手は、写真付き身分証明証(学生証、社員証、自動車免許証、パスポート等)を持参すること。
(本人確認のため義務付けられている)
 - ・未成年者の参加に関して
本大会参加にあたり、20歳未満の競技者は、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、日本アンチ・ドーピング規程により、検査対象となった場合のドーピング検査実施の同意ならびにその手続きに関し、競技者本人ならびに親権者が同意書に署名し提出することが必要となる。
参加の確定した20歳未満の競技者は、同意書にそれぞれが署名、捺印の上、大会参加費納付書と共に加盟団体を通し全日本アーチェリー連盟に同意書を提出すること。
※ 尚、同意書は一度提出すると、該当選手が成人するまで有効となるが、親権者が替わった場合は再度新たな親権者が同意書を提出することになる。
 - ・本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続きを完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。
 - ・アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
 - ・本競技会参加者は、競技前7日間に服用した医薬品、塗布、注射等医療行為を施したり、使用したもの(処方薬、売薬を問わない)および摂取したサプリメント類の名前と数量を記入したメモを携行することが薦められる。
 - ・病気、けがなどの治療のため禁止物質や禁止方法を使っている場合、日本・アンチドーピング機構(JADA)に対して、大会30日前までに「JADA・TUE申請書」を提出すること。
 - ・競技会・競技会外検査を問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。

※ TUE：治療使用特例
※ 疑問点は、JADAのホームページ参照。あるいは、全日本アーチェリー連盟に問い合わせること。
・日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

19. 個人情報の取扱いについて

- ① 使用目的は次のとおり。
 - i 加盟団体への出場決定者選考結果通知。
 - ii 大会プログラム作成(大会プログラムは、大会関係者以外に一般及びマスメディアに公開する)。
 - iii マスメディア、会場内での参加選手や観客及び加盟団体への成績表の配布並びに送付(ホームページ掲載を含む)。
 - iv 大会運営に必要な場内アナウンス、掲示板等への掲示。
- ② 上記以外に利用する場合は、本人に通知し承諾を得る。
- ③ その他個人情報の取扱い(プログラム作成時の印刷業者への委託等)については、本連盟個人情報保護規程に基づき行う。



スポーツ振興基金助成事業

独立行政法人日本スポーツ振興センター

未成年競技者親権者同意書

私、【親権者氏名】 _____ (ふりがな _____) は、

【20歳未満の競技者】 _____ (ふりがな _____) (以下「甲」) の親権者として、
甲を含む公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」）に加盟している競技団体に登録するすべての競技者に、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程（以下「日本アンチ・ドーピング規程等」といいます。）が適用されることを理解します。

更に、JADA 公式ウェブサイト <http://www.playtruejapan.org/> の『U20 未成年同意書』にて、日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。）等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、**甲**へ当該内容を指導した上で、**甲**がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、日本アンチ・ドーピング規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、**甲**が満 20 歳となるまで有効とし、本人が 20 歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴団体に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2015 年 1 月 1 日発効の日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18 歳未満の者を未成年（Minor）として扱うものとし、18 歳、19 歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

また、私は、私及び甲に関する個人情報並びに本同意書を、ドーピング・コントロール手続に使用する目的で、JADA、その他のアンチ・ドーピング機関及びその関係団体に提供することに同意します。

平成 年 月 日

【親権者】

住 所： _____

自 署： _____ 印

上記内容について確認いたしました。

【競技者】（甲）

競技名： _____

住 所： _____

自 署： _____ 印

生年月日： 西暦 年 月 日